

# 甲州ワイン海外プロモーション戦略策定に係る市場調査業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

甲州ワイン海外プロモーション戦略策定に係る市場調査業務

## 2. 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

## 3. 業務目的

山梨県では、これまで山梨県ワイン酒造協同組合が取り組む「山梨ワイン海外輸出プロジェクト(Koshu of Japan)」への支援（※1）を通じて、2009年度から英国ロンドンにおいてジャーナリスト等を対象としたブランディングプロモーションを展開してきた。

本業務では、変化する市場環境等を踏まえ、対象とする国（地域を含む。以下「対象国」という。）へのブランディング及び市場に関する調査・分析を実施し、山梨ワインの主力である甲州ワインのブランド価値や付加価値の向上につなげ、更なる輸出額拡大を図るプロモーション戦略の示唆を出す。

※1 参考 「山梨ワイン海外輸出プロジェクト(Koshu of Japan)」への支援

<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyosin/wine/documents/koshuwineforeignpromotion.html>

## 4. 前提となる事項

- (1) 本事業における甲州ワインとは、山梨県産甲州ぶどう85%以上を使用し、山梨県内で製造されたワインとする。
- (2) 「山梨ワイン海外輸出プロジェクト(Koshu of Japan)」の内容を踏まえつつも、対象国におけるブランディングの在り方および市場開拓の在り方を再定義し、甲州ワインの輸出額拡大に向けた業務に取り組むものとする。
- (3) 高品質な甲州ワインをプレミアムな商品として訴求していくため、プロモーションのターゲットとする消費者は、高価格帯商品を購入する所得者層（以下「高所得者層」という）を基本とし、商品の取扱店は、高級酒類専門店や高所得者層を顧客に持つ小売店や飲食店等を基本とする。

- (4) 企画提案時において、提案者が考える「甲州ワイン」ならではのブランド価値や付加価値について記載すること。

## 5. 業務内容

受託事業者は、次に掲げる事項について県と協議の上、業務を実施すること。なお、契約締結後、速やかに業務に係る全体計画（内容やスケジュール等の案）を提出すること。

### (1) ロンドンの影響力

英国ロンドンには、マスター・オブ・ワイン協会本部やワインの教育機関「WSET」本部、世界3大ワイン審査会等が存在し、世界のワインに関する情報発信の多くがロンドンを中心に行われていることから、'The world capital of Wine' と呼ばれている。

本県でも上述のとおり、甲州ワインや産地のブランディングを目的にロンドンにおけるプロモーションを支援し、その結果、甲州ワインの輸出が本格的に始まるなど一定の成果を残している。

県内ワイナリーに対するアンケート結果によると、直近10カ年（H26～R5）の甲州ワイン輸出量上位4カ国（地域）は、1位：中国、2位：英国、3位：香港、4位：台湾となっており、アジアが大きなウエイトを占めている。このうち、アジア3カ国（中国・香港・台湾）から1カ国以上を選択し、対象国のインポーターや取扱店等が甲州ワインの取扱いを決める際にロンドンからの情報を判断材料としているかなど、ロンドンの影響力について調査すること。

### (2) 市場調査

- ① 今後の甲州ワインの市場開拓を目的として、指定する対象国ごとに市場調査を行い、その結果を対象国ごとに整理すること。

#### ○対象国（※2）

【アジア】次から2箇所以上を選択すること

香港、シンガポール、その他有望と考える国・地域

【北米】次から1箇所以上を選択すること

ニューヨークを含む米国東海岸、カリフォルニアを含む米国西海岸

- ※2 企画提案時において、選択した対象国を提示すること。その際、対象国ごとに選択した理由及び選択しなかった理由を簡易的に示すこと。

## ○調査内容

本業務の目標実現に向けて、次に例示的に示した内容を踏まえ調査を実施すること。  
なお、企画提案時において、調査項目を提案すること。

- (ア) ワイン市場の規模
- (イ) 消費傾向
- (ウ) 高価格帯輸入ワインの消費伸び率
- (エ) 競合他産地の状況
- (オ) 甲州ワインを輸出するにあたっての障壁の有無、課題
- (カ) 商流を形成するプレーヤー（インポーター等）のパワーバランス

② ①の結果を分析し、甲州ワインの輸出額を伸ばすための輸出先として特に開拓見込みが大きいと判断する2箇所について、次の2点を調査し、対象国ごとに整理すること。

- (ア) インポーターや取扱店等が高価格帯ワインの輸入にあたって重視している情報とその発信地
- (イ) 甲州ワインの知名度

### (3) 今後の方策の提示

(1) 及び(2) で得られた結果をレポートにまとめた上で、これまで培った甲州ワインのブランド価値を毀損せずに、輸出額を上げていくための方策（プロモーション対象地・手法等）を提示すること。

### (4) 業務スケジュールについて

(1) 及び(2) で得られた結果については、令和7年2月21日（金）までにレポートにまとめて県へ提出すること。この他、仕様書及び企画提案書をもとに、業務の進捗状況や海外市場の状況等に応じて、その具体的な内容及び実施手法を調整することとする。

## 6. 県への実施状況報告等

### (1) 実施状況報告

- ① 受託事業者は、委託業務の進捗状況を共有し、その後の実施方針を確認するため、県に月1回程度報告することとし、必要に応じて県の担当者との打ち合わせを実施すること。

② 受託事業者は①に限らず、県の求めに応じ、その時点での委託業務実施状況を県に報告すること。

(2) 業務完了報告

委託業務が終了したときは、委託契約書に基づき、5の成果を業務完了報告書にとりまとめ、次に掲げる資料を県に提出すること。

① 業務完了報告書（様式1）及び添付書類

② 5（1）で得られた調査分析結果や作成した原稿の電子データ

データ（Microsoft Word、JPEG、mp4等）は、メール提出及びUSBメモリに保存し提出すること

## 7. 業務成果の帰属等

(1) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については県に帰属する。

(2) 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した成果物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を県に無償で譲渡するものとする。

(3) 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこととする。

(4) 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

## 8. 留意事項

(1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。

(2) 委託業務の実施にあたっては、随時、県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

(3) 委託業務の遂行に関しては、企画提案書類の内容について、一部修正又は調整等を行う場合がある。

(4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。

(5) 委託業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守すること。

- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (7) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- (8) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

## 9. その他

### (1) 再委託について

委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (2) 仕様の変更について

受託事業者は、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の変更について県と協議することができるものとする。

### (3) 必要な資機材や撮影許可等について

委託業務に必要な資機材等は、受託事業者が用意すること。また、インタビュー等の取材や撮影に当たり必要な法令等の許可申請や届出は、受託事業者が行うこと。

### (4) 取材に係る費用について

交通費や宿泊費等の取材に要する経費は、委託料に含めるものとする。

### (5) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県と協議し、決定するものとする。

### (6) 紛争処理について

受託業務の遂行に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。